

議案第19号

平成29年度狭山市下水道事業会計予算

予算別冊のとおり

平成29年2月24日提出

狭山市長 小谷野 剛

平成29年度狭山市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成29年度狭山市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 水洗化戸数	62,060戸
(2) 年間総排水量	19,500,000m ³
(3) 一日平均排水量	53,425m ³
(4) 主要な建設改良事業	
① 汚水管渠整備事業	346,851千円
② 雨水管渠整備事業	16,200千円
③ 汚水管渠改良事業	35,662千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 下水道事業収益	3,299,010千円
第1項 営業収益	1,976,000千円
第2項 営業外収益	1,323,009千円
第3項 特別利益	1千円

支 出	
第1款 下水道事業費用	3,216,136千円
第1項 営業費用	2,832,177千円
第2項 営業外費用	382,459千円
第3項 特別損失	500千円
第4項 予備費	1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,178,615千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額24,160千円、過年度分損益勘定留保資金814,726千円、当年度分損益勘定留保資金279,729千円、減債積立金10,000千円及び建設改良積立金50,000千円で補てんするものとする。)

収 入	
第1款 資本的収入	767,514千円
第1項 企業債	510,900千円
第2項 他会計負担金	123,670千円
第3項 国庫補助金	96,500千円
第4項 工事負担金及び分担金	27,444千円
第5項 寄附金	9,000千円

支 出

第1款 資本的支出	1,946,129千円
第1項 建設改良費	853,147千円
第2項 企業債償還金	1,092,982千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道整備事業費	千円 418,000	普通貸借 又は 証券発行	4.0% 以内	借入先の融通条件による。ただし、財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利に借換えすることができる。
流域下水道整備事業費	92,900	同上	同上	同上
計	510,900			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、営業費用、営業外費用及び特別損失の間の流用と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 職員給与費263,620千円を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費を職員給与費に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(他会計からの補助金)

第9条 下水道事業に助成するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、270,405千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、10,692千円と定める。